

産業医の皆さまへ

ドクタートラストご利用に際して

1	はじめにご確認いただきたいこと	01
2	ドクタートラストへのご登録方法	01
3	求人案件へのご応募、選考の流れ	02
4	必ずお願いしたい産業医業務について	03
5	定例訪問以外の業務の報告について	04
6	業務実施時の注意事項について	05
7	企業での個人情報の取扱いについて	06

1 はじめにご確認いただきたいこと

◆ 医師等資格確認検索への登録について

医師等資格確認検索への届出はお済みですか？

弊社でお仕事のご案内を行う場合、厚生労働省運営の

【医師等資格確認検索 (https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)】にて、ご登録の確認をさせていただいております。本システムで確認ができない場合、弊社からご連絡させていただきますので、何卒ご協力のほど、お願いいたします。



◆ お仕事のご紹介方法について

ご紹介する求人は「公募制」です

弊社は「公募制」にてお仕事をご紹介しているため、**気になる求人があった場合はエントリーしていただく必要がございます。**詳細は本資料の「3 求人案件へのご応募、選考の流れ」をご覧ください。

⚠️ インボイス番号は取得済みですか？ ⚠️

2023年10月1日から、国内で支払われた消費税額と、納税額とを一致させることを目指す目的として、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入が予定されております。お手数ではございますが、**ご契約時にはインボイス番号を取得ならびに取得のご意向についてお伺いさせていただきますと幸いです。**

※インボイス番号を取得しない場合には仕入れ税額控除の軽減措置に沿って、2023年10月から2%、2026年10月から5%と段階的に減額し、2029年10月からは現行消費税率10%相当額の減額を予定しております。

2 ドクタートラストへのご登録方法

◆ 履歴書のご提出をお願いいたします

弊社登録には、弊社フォーマットでの履歴書のご提出が必要となります。下記 URL よりダウンロードしてご提出ください。
https://doctor-trust.co.jp/pdf/sangyoui_entrysheet.xlsx

✓ 履歴書のポイント

- 履歴書は企業での産業医選任のための書類選考に使用いたします。
※書類選考時は、個人情報の詳細記載はカットして企業に送付します。
- 書類選考のなかで「コメント欄」は企業が重要視する点ですので、先生のお人柄が分かる文章をご記入いただけますと幸いです。
(例) ・産業医を目指したきっかけ、産業医としての経験
・産業医活動をするなかでのモットーやポリシーなど
- 笑顔など優しい印象のお顔写真をお選びいただくと好印象です。
- 産業医経験のある方は、職歴欄にご記載ください。



◆ 登録完了後、ドクタートラスト通信の配信開始

履歴書をご提出いただいた後、弊社にて本登録をいたします。履歴書ご提出から0～5営業日を目途に、ご登録いただいたメールアドレス宛に「件名：【ドクタートラスト通信】」の、案件募集メールの配信をいたします。

5営業日を過ぎても募集メールが届かない場合は、お手数をおかけしますが下記メールアドレスにご連絡ください。
報告アドレス <houkoku@doctor-trust.co.jp>

3 求人案件へのご応募、選考の流れ

エントリー



【ドクターラスト通信】では、産業医を探している企業の情報を配信しています。
※企業名等の詳細情報についてはマイページにご登録いただき、専用サイトにてご確認いただけます。

募集内容をご確認いただき、専用サイトよりご応募ください。

【マイページアカウント】の作成方法についてはこちら

https://dr-mypage.com/jobs/?introduce=mypage&job_status=open



企業にて書類選考

エントリーをいただいた先生方の履歴書をもとに、企業にて書類選考を行います。企業によってかかるお時間は異なりますが、1週間～3週間お待ちください。書類選考の結果にかかわらず、メールにてご連絡いたします。

面接実施

書類選考を通過された場合、弊社より面接実施のご連絡をいたします。企業へご訪問、もしくはオンラインにて面接を実施しますので、ご都合の良い日時をご教示ください。

面接には弊社担当が同席させていただき、司会進行やアテンドをいたします。

契約決定



面接後、契約決定の先生には、後日弊社担当より契約のお手続きについてご連絡いたします。必要なお手続きは下記のとおりです。

- ・ 契約書のご締結（弊社にて草案を作成いたします）
- ・ 医師免許、産業医認定証もしくは労働衛生コンサルタント登録証のご提出
- ・ ご報酬振り込み口座のご記入

✓ 契約形態・ご報酬について

● 契約形態は「業務委託」「人材紹介」の2パターンです

① 業務委託

弊社で最も取り扱いの多い契約形態です。契約は弊社と先生間で結びます。
※法人契約も対応可能です。

② 人材紹介

弊社から紹介をさせていただき、企業と先生にて直接契約（雇用契約・業務委託契約）をいただく形態です。

● ご報酬は時給制です

弊社からお支払するご報酬は、原則、対応時間で決まります。報酬金額については【ドクターラスト通信】に記載がございます。



4 必ずお願いしたい産業医業務について

打ち合わせ、スケジュール確認

当日の業務の流れや、スケジュールを確認します。
2回目以降の訪問は、前回の面談に関するフィードバックを受けたり、衛生委員会の議事録の確認やコメントをお願いいたします。

職場巡視

少なくとも2ヶ月に1回は作業場を巡視のうえ、作業方法や衛生状態に有害の恐れがあるときは、必要な措置のご指導・ご助言をお願いいたします。
職場巡視記録への押印または衛生委員会の議事録に職場巡視した旨の記録を残すようにしてください。

衛生委員会

毎月、委員会の構成員として参加し、使用者側と労働者側の立場を考えて、医学的な見地からご指導・ご助言をお願いいたします。企業のニーズに合った健康情報や病気予防に関する講話などをできる範囲で行ってください。議事録への押印も忘れないようお願いいたします。

過重労働面談

月80時間超の時間外労働等を行い、面談を申し出た従業員への面接指導を実施してください。(80時間未満でも申出があれば実施してください)その際、面談記録および産業医意見書を必ず残してください。
過重労働者の多い部署があれば、その改善策を衛生委員会で検討してください。

健康診断のチェック

健康診断結果をチェックし、異常所見がある従業員(面談対象者)をピックアップします。
定期健診とその結果に基づく事後措置としての生活指導、休養、受診推奨、事後措置面談、配置転換などの措置をしてください。

ストレスチェック対応

毎年1回以上行うストレスチェックの実施者となり、専門的なお立場からストレスチェックに関するご提案やご助言をお願いいたします。
ストレスチェック実施後に申し出のあった従業員に対しては、産業医面談を実施してください。
その際、産業医意見書を必ず残してください。

保健指導・メンタルヘルス対策

健康相談やメンタルヘルス相談、休職・復職判定を行っていただきます。その際、産業医意見書を必ず残してください。

面接レビュー・面接報告書提出

面接指導結果や、事後措置に係る意見書のご提出をお願いいたします。基本的には面接ごとに企業へ「面接指導結果報告書」をご提出ください。
企業側で、こちらを回覧・保管していただきます。

電話・メールによる相談業務

企業の健康管理を総合的に行うために、訪問時だけでなく、非訪問時にも月に3案件まで基本料金内で、電話・メールによる相談業務をしていただきます
4案件目以降は、契約書記載の追加報酬をお支払いいたしますので、ドクター・トラストまでご申告ください。

働く皆さまの
健康のためにも
何卒よろしく
お願いいたします。



5 定例訪問以外の業務の報告について

! 定例訪問時間以外で下記の業務を行った場合は、専用フォームからご報告ください

追加延長報告フォーム

https://sangyoui.doctor-trust.co.jp/?page_id=4132

※ 一事業場ごとに送信をお願いいたします。



時間延長・追加訪問

時間延長・追加訪問については契約書記載の通りとなります。
延長した時間、追加で訪問する日時など、訪問企業とすりあわせのうえ、実施をお願いいたします。

訪問できない場合

未訪問という事態にならないよう、あらかじめ企業と振替日程の調整を行い、当月または翌月内で訪問をお願いいたします。突然のお休みは面談予定者等に影響があるため、事前に調整をお願いいたします。

月4案件以上のメール・電話相談

契約企業からお問合せがあった場合は、毎月3案件までは基本料に含まれておりますので、無料でご対応をお願いいたします。
月4案件を超えた場合、追加報酬をお支払いいたします。

講演会開催

企業から講演会やセミナーの開催をご依頼いただいた場合は、ドクタートラストへ事前にご相談ください。資料作成代について調整させていただきます。



原則、先生からの申告がないとお支払いたしかねます。必ずご報告ください



フォーム送信がうまくいかない場合に限り、下記内容を明記のうえ、「houkoku@doctor-trust.co.jp」までメールにてご報告ください

- ・ 報告内容（延長 / 追加訪問 / オンライン面談 / 訪問なし など）
- ・ 企業名（支店名まで）
- ・ 日時
- ・ 内容（〇分延長 / 企業より訪問なしの連絡あり など）

※ご報告日によってお支払日が変わる場合がございます

6 業務実施時の注意事項について

◆ 大学病院や専門クリニック等のご紹介について



医療機関のご紹介については、
産業医としてのご判断にお任せしています

弊社は医療行為については関与できませんので、ご自身の責任でご対応お願いいたします。弊社が認識しているケースとしては、医療機関をご紹介される場合、ほとんどの先生が無料でご対応くださっているようです。

万が一ご紹介料が発生する場合は、弊社を介さず企業に直接ご相談のうえ、ご対応ください。

なお、精神疾患の医療機関については、極力従業員自身に受診先をお選びいただくよう、慎重な対応をお願いいたします。

◆ 産業医兼主治医となることは禁止

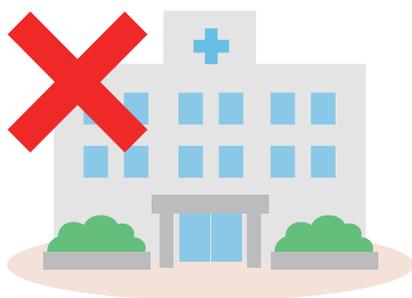


産業医面談を行った従業員に対し、ご自身の病院等で
主治医として治療をすることは原則禁止とします

原則禁止とする主な理由は以下の3つです。

- ① 全国的に産業医兼主治医が裁判等に巻き込まれるケースが増えている
- ② 労使間のトラブルに巻き込まれやすい
- ③ 産業医としての機能を果たせず、その役割・責任の所在が不明確になる

◆ 産業医面談の実施場所について



先生のご勤務先では面談を行わないでください

先生のご勤務先の病院等で面談を行うと、産業医と主治医の線引きがあいまいになってしまいます。

ご勤務先での面談は避け、また先生のご勤務先の名称等も相談者には極力伝えしないでください。相談者が先生の連絡先を知ってしまうと、先生に相談者から直接連絡が入り、通常の業務に支障が出る場合がございます。

◆ 契約終了時のご連絡について

やむを得ず契約を終了したい場合は、契約終了希望の前月末までにお知らせください

やむを得ず訪問継続が難しくなった場合は、弊社担当に契約終了希望日の前月末までにお知らせください。

(例) 8月の訪問を最後に契約終了したい場合 → 7月末までにお知らせ

7 企業での個人情報の取扱いについて

◆ 個人情報の取り扱いについて



個人情報等を事業場の外部へ持ち出すことは厳禁です

紛失した場合、企業からの信頼が失墜するだけでなく、多額の損害賠償を請求される場合がございます。

紙媒体・電子媒体に限らず名前・電話番号・住所・メールアドレスが含まれている書類も持ち出すことがないようにお願いいたします。

＼ 個人情報に当てはまるもの ／

- ・ 産業医意見書
- ・ 健康診断結果表
- ・ 職場巡視記録
- ・ ストレスチェック結果

持ち出し
厳禁

◆ 企業の秘密情報の漏洩防止



医師は、刑法第134条により、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしたときは、6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金となります。

＼ 企業の秘密情報とは ／

- ・ 業績、決算内容（好不調）
- ・ 役員、人事情報
- ・ 新商品、新技術の開発や特許
- ・ 従業員の健康状態（うつ病者が多いなど）

企業が
秘密情報であると
考えている
一切の情報
すべて

◆ オンラインなど事業場外で面談を行う場合



面談者のプライバシーに配慮し、必ず個室などで実施を

コロナ禍でも必要な面談を実施できるようにするため、労働安全衛生法の規定に基づく長時間労働者及び高ストレス者などの産業医面談について2020年11月に通達が出され、一定の要件を満たす場合にリモートによる実施が認められました。

面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境で、労働者のプライバシーに配慮しながら面談をお願いいたします。

また、実施後は面談結果などの報告を企業（人事担当者、相談者の上司等）に遅滞なくお伝えください

ご注意ください！企業からの医師交代要望理由

レスポンスが遅い

企業担当者からの連絡のなかには、緊急で対応が必要な労働者がいるなどの早めに対応が必要な内容の場合もあります。
できるだけ早めに対応することで企業からの信頼にも繋がります。

時間にルーズである

企業は先生の訪問予定に合わせて面談者や委員会を設定しているため、遅刻、早退、訪問日を直前で変更するなどの行為は企業への影響が思いのほか大きく、医師交代要望へつながる可能性が高くなります。

積極性がない

企業は健康管理に関して、医療の専門家である先生の意見に大きく期待しています。
ぜひ産業医としての積極的なアドバイスをお願いいたします。

面談対応が良くない

面談者からネガティブな意見が出ると、企業は医師交代を検討しはじめます。面談者への親身な対応が常に求められます。

企業の温度感に合わせたご対応をいただけない

健康管理・健康経営に積極的な企業もあれば、法律上必要な対応ができていれば問題ないという企業もあります。企業と先生の温度感が違いすぎると、お互いの意見が合わず医師交代につながる可能性があります。



＼こんなお悩みがあればいつでもご相談ください／



「これは受け持ってもいい業務内容なのか……？」

「このようなときはどうしたらいい……？」

「やるべきことがわからなくて不安……」

上記のようなことがあったら、まずは弊社へご相談ください。
先生と企業とのトラブルを未然に防ぐのも弊社の役割です。

「引越をして住所が契約書記載の場所じゃなくなった」

「メールアドレスなど連絡先を変更したい」

お引越しの予定等があれば、早めにご連絡ください。

交通費の見直し等、契約面の調整を早急に行わせていただきます。

Dr. TRUST 産業医・産業保健のことなら
ドクタートラスト

<https://doctor-trust.co.jp/>
営業時間 9:30 ~ 18:00



【東京本社】TEL : 03-3464-4000

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル8階

【大阪支店】TEL : 06-6209-2500

〒541-0041

大阪府大阪市中央区北浜3丁目1番22号あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル10階



保健師のことなら

ドクターラスト

